

## コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 知事は、新潟港又は直江津港（以下、「県内港」という。）の利用拡大を推進するため、これまで県外他港から輸出入又は移出入していたコンテナ貨物を県内港にシフトするなどして、県内港利用のコンテナ貨物を一定量以上増加等させた事業者等に対し、その実績に応じて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象)

**第2条** 補助の対象は、補助対象期間中に県内港定期コンテナ航路利用のコンテナ貨物（小口混載貨物は除く。）を一定量以上増加等させる事業者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、県内港利用の継続性が認められない一過性の事業及び国内の他の港湾（国際戦略港湾を除く）における補助を受けている場合については、補助の対象外とする。

- (1) 補助金申請年度前3か年度内の各年度のうち県内港の利用実績が最も大きい年度の利用実績（以下、「過去実績」という。）と比べ、輸出又は移出コンテナ貨物の増加量が500TEU以上となるもの〔特定大口荷主（輸移出）〕
- (2) 過去実績と比べ、輸入又は移入コンテナ貨物の増加量が500TEU以上となるもの〔特定大口荷主（輸移入）〕
- (3) 過去実績と比べ、輸出又は移出コンテナ貨物の増加量が300TEU以上かつ2割以上となるもの〔大口荷主（輸移出）〕
- (4) 過去実績と比べ、輸入又は移入コンテナ貨物の増加量が300TEU以上かつ2割以上となるもの〔大口荷主（輸移入）〕
- (5) 新潟県外発のコンテナ貨物を初めて県内港を利用して10TEU以上輸出又は移出するもの〔県外初利用荷主（輸移出）〕
- (6) 新潟県外着のコンテナ貨物を初めて県内港を利用して10TEU以上輸入又は移入するもの〔県外初利用荷主（輸移入）〕
- (7) 過去実績と比べ、輸出又は移出コンテナ貨物の増加量が50TEU以上かつ2割以上となるもの〔利用拡大荷主（輸移出）〕
- (8) 過去実績と比べ、輸入又は移入コンテナ貨物の増加量が50TEU以上かつ2割以上となるもの〔利用拡大荷主（輸移入）〕
- (9) (5)又は(6)に該当する補助金の交付を受けた年度（以下、「初利用年度」という。）の翌年度において、初利用年度の輸出入又は移出入量を下回らないもの〔県外継続利用荷主（初利用から2か年度目）〕
- (10) 初利用年度の翌々年度において、初利用年度の輸出入又は移出入量を下回らないもの（(9)に該当する補助金の交付を受けていない場合を除く。）〔県外継続利用荷主（初利用から3か年度目）〕

- (11) 補助金申請年度前3か年度の各年度において、県内港を利用して500TEU以上輸出入又は移出入し、過去実績と比べ、増加させるもの〔利用拡大大口荷主〕
- (12) その他、知事が特に必要と認めるもの
- 2 前項の補助対象に該当し、中国華南地域（福建省、海南省、広東省、香港特別行政区）に存する港湾を発地・着地とする輸出入貨物（以下、「中国華南地域発着貨物」という。）を増加させた事業者で、次の各号に該当する者は、前項の補助金に追加して補助金の交付を受けることができる。
- (1) 中国華南地域着の貨物量が過去実績と比べて増加したもの〔重点地域加算（輸出）〕
- (2) 中国華南地域発の貨物量が過去実績と比べて増加したもの〔重点地域加算（輸入）〕
- (3) 初利用年度の翌年度において、中国華南地域着の貨物量が初利用年度における中国華南地域着の貨物量と比べて増加したもの〔重点地域加算（県外継続利用荷主（初年度から2か年度目）（輸出））〕
- (4) 初利用年度の翌年度において、中国華南地域発の貨物量が初利用年度における中国華南地域発の貨物量と比べて増加したもの〔重点地域加算（県外継続利用荷主（初年度から2か年度目）（輸入））〕
- (5) 初利用年度の翌々年度において、中国華南地域着の貨物量が初利用年度又は初利用年度の翌年度における中国華南地域着の貨物量の最高実績と比べて増加したもの〔重点地域加算（県外継続利用荷主）初年度から3か年度目（輸出）〕
- (6) 初利用年度の翌々年度において、中国華南地域発の貨物量が初利用年度又は初利用年度の翌年度における中国華南地域発の貨物量の最高実績と比べて増加したもの〔重点地域加算（県外継続利用荷主）初年度から3か年度目（輸入）〕

#### （補助対象の例外）

- 第2条の2** 県内港物流トライアル推進事業（以下、「物流トライアル」という。）により県内港を使用した貨物については、前条第1項（1）から（4）及び（7）並びに（8）における過去実績又は前条第2項（1）及び（2）における過去実績、前条第2項（3）から（6）における中国華南地域発着の貨物量に算入しないものとする。
- 2 物流トライアルで補助金の交付を受けた事業者であっても、翌年度以降、本補助金の交付申請をすることを妨げない。
- 3 物流トライアル利用者が翌年度以降、引き続き本補助金の交付を受けようとする場合、第2条の規定の適用は以下のとおりとする。
- (1) 物流トライアルで補助金の交付を受けた事業者であって、物流トライアル完了後、翌年度以降に新潟県外を発着地としてコンテナ貨物を輸出入又は移出入する場合にあっては、物流トライアルの対象となったコンテナ貨物を、第2条第1項（5）又は（6）に該当するものとみなす。
- (2) 前号に該当する場合は、第2条第1項（9）の規定において、「初利用年度の輸出入又は移出入量を下回らないもの」を「初利用年度の輸出入又は移出入量及び10TEUを下回らないもの」、（10）の規定において、「初利用年度の輸出入又は移出入量を下回らないもの」を「初利用の翌年度の輸出入又は移出入量及び10TEUを下回

らないもの」と読み替えるものとする。

**(交付基準等)**

**第3条** 前条第1項の規定により補助対象期間中に県内港から輸出入又は移出入されるコンテナ貨物について、次の各号の金額を交付する。ただし、移出入されるコンテナ貨物については交付額及び上限額を半額とし、輸出、輸入、移出、移入それぞれ一つの補助金のみ交付を受けることができる。

- (1) 特定大口荷主（輸移出）については、800万円に500TEUを超える増加量1TEUごとに0.5万円を加算した金額（1事業者当たりの上限900万円）
- (2) 特定大口荷主（輸移入）については、400万円に500TEUを超える増加量1TEUごとに0.25万円を加算した金額（1事業者当たりの上限450万円）
- (3) 大口荷主（輸移出）については、600万円に300TEUを超える増加量1TEUごとに1万円を加算した金額（1事業者当たりの上限800万円）
- (4) 大口荷主（輸移入）については、300万円に300TEUを超える増加量1TEUごとに0.5万円を加算した金額（1事業者当たりの上限400万円）
- (5) 県外初利用荷主（輸移出）については、補助対象期間中の輸移出量に1TEU当たり4万円を乗じた金額（1事業者当たりの上限200万円）
- (6) 県外初利用荷主（輸移入）については、補助対象期間中の1TEUから25TEUまでの輸移入量について1TEU当たり4万円を乗じた金額、25TEUを超える輸移入量については、100万円に25TEUを超える輸移入量1TEUごとに2万円を加算した金額（1事業者当たりの上限150万円）
- (7) 利用拡大荷主（輸移出）については、増加量に1TEU当たり2万円を乗じた金額（1事業者当たりの上限600万円）
- (8) 利用拡大荷主（輸移入）については、増加量に1TEU当たり1万円を乗じた金額（1事業者当たりの上限300万円）
- (9) 県外継続利用荷主（初利用から2か年度目）については、初利用年度の輸出入又は移出入量に1TEU当たり2万円を乗じた金額（1事業者当たりの上限100万円）
- (10) 県外継続利用荷主（初利用から3か年度目）については、初利用年度の輸出入又は移出入量に1TEU当たり1万円を乗じた金額（1事業者当たりの上限50万円）
- (11) 利用拡大大口利用荷主については、増加量1TEU当たり0.5万円を乗じた金額（1事業者当たりの上限249.5万円）

2 前条第2項の規定により補助対象期間中に県内港から輸出入される中国華南地域発着貨物について、次の各号の金額を交付する。ただし、輸出、輸入それぞれ一つの補助金のみ交付を受けることができる。

- (1) 重点地域加算（輸出）については、増加量に1TEU当たり0.5万円を乗じた金額（1事業者当たりの上限500万円）
- (2) 重点地域加算（輸入）については、増加量に1TEU当たり0.25万円を乗じた金額（1事業者当たりの上限250万円）

- (3) 重点地域加算（県外継続利用荷主（初年度から2か年度目）（輸出））については、増加量に1 TEU 当たり 0.5 万円を乗じた金額（1 事業者当たりの上限 500 万円）
  - (4) 重点地域加算（県外継続利用荷主（初年度から2か年度目）（輸入））については、増加量に1 TEU 当たり 0.25 万円を乗じた金額（1 事業者当たりの上限 250 万円）
  - (5) 重点地域加算（県外継続利用荷主（初年度から3か年度目）（輸出））については、増加量に1 TEU 当たり 0.5 万円を乗じた金額（1 事業者当たりの上限 500 万円）
  - (6) 重点地域加算（県外継続利用荷主（初年度から3か年度目）（輸入））については、増加量に1 TEU 当たり 0.25 万円を乗じた金額（1 事業者当たりの上限 250 万円）
- 3 複数の事業者から第5条で定める交付申請書が提出され、その合計交付予定金額が予算額を超える場合、知事は補助対象事業者の選定又は前項の交付金額の調整をすることができる。

#### （交付基準等の例外）

**第3条の2** 第2条の2第3項（2）に該当する場合は、前条第1項（9）及び（10）の規定において、「初利用年度の輸出入又は移出入量」を「初利用から2か年度目の輸出入又は移出入量」と読み替えるものとする。

#### （補助対象期間）

**第4条** 補助対象期間は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとする。

#### （交付申請書）

**第5条** 補助を受けようとする者で、第2条（1）から（8）及び（11）に該当する者は別記第1号様式、同条（9）又は（10）に該当する者は別記第1号様式の2又は別記1号様式の3に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画内訳書
  - (2) 補助対象期間の前年度を含む過去3か年度の県内港の輸出入又は移出入状況が分かる書類（船荷証券等）の写し（ただし、第2条（9）又は（10）に該当する者は提出不要）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定により提出された書類に関して、提出事業者又は県内港の船舶代理店等に対して調査・ヒアリングすることができる。
- 3 知事は、本条第1項に定める書類が提出された場合、別記第2号様式により提出事業者の結果を通知するものとする。

#### （変更承認申請書）

**第6条** 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けることとし、別記第3号様式により変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、補助対象期間中における輸出入又は移出入量の減少

が2割未満となる変更又は補助事業者の変更以外の変更とする。

#### (事業の中止)

**第7条** 補助対象期間中に、県内港を利用したコンテナ貨物取扱実績が第2条に定める補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合、又は事業者の都合により補助金の交付を辞退する場合には、遅滞なく別記第5号様式により知事に届け出なければならない。

#### (交付決定の取消)

**第8条** 知事は、前条の規定により事業の中止の届けがあった場合又は次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助期間中に第2条に定める補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 次条第2項に定める期限までに実績報告書の提出がなかった場合
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 不正行為があると認められた場合

#### (実績報告書)

**第9条** 規則第12条の規定による実績報告書は第2条(1)から(8)及び(11)に該当する場合は別記第7号様式、同条(9)又は(10)に該当する場合は別記第7号様式の2又は別記第7号様式の3のとおりとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 実績報告内訳明細書
- (2) 補助対象期間中の県内港利用実績が確認できる書類(船荷証券等)の写し
- (3) コンテナの積込み又は取出しをした場所が分かる書類(バンニング(デバンニング)レポート等)の写し[県外初利用荷主及び県外継続利用荷主のみ]
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書の提出の時期は、事業年度ごとに、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月20日までとする。

#### (利用状況報告書)

**第10条** 第2条(9)又は(10)の補助を受けた者は、補助開始年度を含む4か年度における県内港の利用状況を、別記第8号様式、第8号様式の2又は第8号様式の3により報告するものとする。ただし、第9条の規定により実績報告書を提出している間は、この限りではない。

2 前項の規定による利用状況報告書の提出の時期は、事業年度ごとに、報告を要する年度の翌年度4月20日までとする。

#### (補助金の支払い)

**第 11 条** 補助金は事業年度ごとに行う規則第 13 条の規定による額の確定後に支払うものとする。

**(書類の提出部数)**

**第 12 条** この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

**(その他)**

**第 13 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

**附則**

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附則 (平成 22 年 4 月 1 日)**

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に規定する補助対象期間は、平成 22 年度においては、平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日とする。

**附則 (平成 23 年 4 月 1 日)**

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に規定する補助対象期間は、平成 23 年度においては、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日とし、以降、年度が替わるごとに同様の扱いとする。

**附則 (平成 24 年 4 月 1 日)**

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に規定する補助対象期間は、平成 24 年度においては、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日とし、以降、年度が替わるごとに同様の扱いとする。

**附則 (平成 25 年 4 月 1 日)**

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に規定する補助対象期間は、平成 25 年度においては、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日とし、以降、年度が替わるごとに同様の扱いとする。

**附則 (平成 26 年 4 月 1 日)**

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に規定する補助対象期間は、平成 26 年度においては、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日とし、以降、年度が替わるごとに同様の扱いとする。

**附則 (平成 27 年 4 月 1 日)**

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附則（平成 29 年 4 月 1 日）**

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附則（令和 2 年 4 月 1 日）**

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附則（令和 3 年 4 月 1 日）**

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附則（令和 5 年 4 月 1 日）**

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附則（令和 6 年 4 月 1 日）**

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附則（令和 7 年 4 月 1 日）**

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附則（令和 8 年 4 月 1 日）**

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。